

教育・保育給付認定申請書兼施設利用申込書（新規）

施設型給付費・地域型保育給付費等

板野町長 様

令和7年 11月 10日

保護者 現住所 板野郡板野町吹田字町南22番地2

氏名 板野 太郎 印
電話番号 088-672-5984

署名をお願いします。
日中連絡の取れる電話番号を記入してください。

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費に係る教育・保育給付認定を申請します。

利用希望の小学校就学前子ども フリガナ イタノ ナツミ 氏名 板野 夏美 生年月日 平成 令和 3年 7月 7日 性別 女 認定者番号

保育を希望 2号認定 3号認定 保育所、認定こども園(保育部分)、地域型保育事業を利用する※保育利用の理由が必要です。
保育標準時間 ※両親ともに週30時間(月120時間)以上の就労など
保育短時間 ※両親の一人が週16時間以上30時間未満(月48~120時間)の就労など

満3歳以上で保育を必要とする理由に該当する方は2号認定に、
満3歳未満で保育を必要とする理由に該当する方は3号認定に○をしてください。

Table with 7 columns: フリガナ氏名, 関係, 生年月日, 電話番号, 職業, 所属, 個人番号. Includes family members like 板野 太郎 (Father), 板野 さくら (Mother), etc.

生活保護又は中国残留邦人等支援給付の状況 受けていない □ 受けている

住所歴の確認 本年1月1日時点
認定証の交付の確認 □ 交付を希望しません

の子現ど 況も 1 保育関連施設等(施設名 ○○地域子育て支援センター)に預けている
2 現在は就労していない(育児休業中含む)保護者(父・母・祖父・祖母・その他親族)が自証です。

施設利用を希望する期間 令和8年 4月 1日 から 令和9年 3月 31日

Table with 3 columns: 利用希望施設名と順番, 希望理由, 事業所番号. Includes 板野保育園, etc.

次の理由により、保育利用を申請します。※幼稚園、認定こども園(教育部分)を希望する方は必要ありません。

保育利用の理由(番号を記入) 続柄 番号 1-(1) 1-(2)
理由: 1 就労 1-(1)正職員 1-(2)パート・アルバイト 1-(3)自営業 1-(4)派遣社員 1-(5)内職
2 妊娠・出産 2-(1)妊娠中、出産後 2-(2)里帰り出産
3 疾病・障害
4 同居親族
5 入居後
6 求職活動
7 就学 7-(1)大学等の学校 7-(2)看護学校等の専修学校等
8 ひとり親 8-(1)離婚 8-(2)離婚調停中 8-(3)拘留等 8-(4)死別 8-(5)未婚

希望する保育時間 利用曜日 月・火・水・木・金・土 必要な利用時間 8時30分~16時30分 1日あたり利用 8時間 0分

祖父母の現況は、次のとおり相違ありません。

続柄		氏名	年齢	住所（別居の場合のみ記入）		生活の現況 (就労、障がい等級、介護認定、疾病等)
父方	祖父	板野 一郎	63	同居・別居	※同居の場合は記入不要です。	就労
	祖母	板野 花子	61	同居・別居	※同居の場合は記入不要です。	就労
母方	祖父	徳島 太郎	62	同居・別居	板野郡板野町大寺字岡 / 前20番地	就労
	祖母	徳島 はな江	59	同居・別居	板野郡板野町大寺字岡 / 前20番地	就労

誓約及び同意書

- 申請書、添付書類、申立書及び各証明書(以下「申請書類」という。)の内容が実態と異なる場合は、教育・保育給付認定又は保育所、幼稚園等の特定教育・保育施設等(以下「施設等」という。)利用の決定を取り消されても異議ありません。
 - 決定された利用者負担額は、遅滞なく納付し、滞納しません。
 - 町は、施設型給付費等の教育・保育給付認定や利用者負担額の決定に必要な世帯情報及び世帯員の町民税額等の情報について、次の関係部署に調査します。
ひとり親医療担当・母子福祉担当・戸籍、住民票担当・障がい福祉担当・生活保護担当・税務担当・児童手当担当
 - 町は、施設等利用とその運営上、必要と認められる申請書類の情報を、当該施設等や関係部署に提供する場合があります。
 - 町は、申請書類の記載内容について、疑義が生じた場合や情報不足等により確認する必要がある場合、勤務先等に連絡して確認する場合があります。
 - 本申請については、新規認定申請が集中するなど、教育・保育給付認定の審査に時間を要する場合があります。あらかじめご了承ください。
- 上記の各事項について誓約し、及び同意します。

表面の保護者と同一の方の署名をお願いします。

保護者氏名

板野 太郎

印

下記の事項について、本申請の提出前にご承知おきください。

- 町は、上記3の情報に基づき決定した利用者負担額を施設等に対して提示することがあります。
- 利用者負担額を滞納した場合は、児童福祉法第56条第8項及び第9項の規定、又は子ども・子育て支援法附則第6条第7項の規定により、差押などの処分を行うことがあります。また、民事訴訟法その他関連法令の規定により法的措置を行うことがあります。
- 保育認定を受けて施設等を利用する保護者は、認定を受けた保育必要量の時間内であっても保育を必要とする理由に該当しない場合は、家庭保育をお願いします。

(保護者の方は、以下記入しないでください。)

*所管課記載欄

受付日	手帳確認	認定者采旦
教育		
和		
*施設		
加		
入		
の		
他		
担当者 (連絡先)	交付日	令和 年 月 日 備考

この欄は記入不要です。